資料3

「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)(案)」に対する意見照会結果及び回答一覧

〇実施期間:令和7年2月3日(月)から3月4日(火)まで

〇意見総数:41件

※同趣旨の意見については、回答をまとめています。

NO	該当ページ	章	ご意見要旨	都回答案	
		第5章 具体的な取組			
		1 予防教育·普及啓発			
	26~	(1)予防教育			
1			高等学校では、学習指導要領に基づいてどのような授業を行っているのか。高校生の間でオンラインカジノが流行しているという相談があり、適切な予防教育の実施が必要である。予防教育において、 民間団体と連携し、当事者や家族の体験談を取り入れてほしい。 また、民間団体が教員等を対象に研修を実施してほしい。	保健の授業「精神疾患の予防と回復」において、ギャンブル等を含めた依存症を触れるようにすることになっており、具体的な特徴や対処について指導を行っています。 また、民間団体による研修等の連携については、御意見として承ります。	
2			中高生への予防教育のため、冊子、ポスター、SNSで啓発を充実させてほしい。	問題を抱える若者が増加していることから、動画やインターネット広告を活用するなどして、広く若者を対象にした情報発信を検討・実施していきます。(計画28ページ)	
3			予防教育の中に、都や区の職員を加えて欲しい。また、ギャンブル依存症の当事者や家族には、同じ経験をした仲間の存在がとても重要なので、予防教育に当事者や家族の体験談を取り入れてほしい。	精神保健福祉センターにおいて、民間団体と連携し、区市町村等の関係機関においてギャンブル等依存症に関わる職員を対象に、正しい理解を促進するための予防教育や情報発信を検討・実施していきます。(計画27ページ)	
	27~	(2)普及啓発			
4			都民向けフォーラム等の実施に当たって、民間団体と連携しているのか。実施に当たっては適切な医療機関や民間団体と連携し、情報発信を行ってほしい。	都が実施するイベント等に民間団体の参加を依頼するなど、より一層 の連携強化に取り組んでいきます。(計画28ページ)	
5			社会全体で正しい知識をもてる環境を整備してほしい。そして、そのために、実効性のある対策を講じ てほしい。	都民が正しい知識を身に付け、理解を深めることで、依存症の発症を 予防し、また、発症が疑われる場合に本人や家族等が依存症である ことに気付き、適切な支援につながるようにするため、教育や普及啓 発の取組を推進します。(計画25ページ、対策の方向性)	

NO	該当ページ	章	ご意見要旨	都回答案	
		2 相談・治療・回復支援	相談・治療・回復支援		
	29~	(1)相談支援等			
6			医療機関や相談機関へ早くつながるよう、依存症の啓発活動と当事者の回復支援を強化していただきたい。	普及啓発とともに、進行や再発を予防するために、関係機関が連携し、本人や家族等を適切な支援につなげる取組を推進します。 (計画29ページ、対策の方向性)	
7			「東京都若者総合相談センター若ナビα」を重点相談先として、都民に周知していくことを求めます。 ギャンブル依存から闇バイト等に流れてしまう場合など、非行専門相談員が伴走支援することができ るので、計画にも明記されることを求めます。	都の依存症相談拠点である精神保健福祉センターと連携を図りながら、若者やその家族のギャンブル依存に関連する悩みについて、若ナビ α でも相談に応じていきます。	
8			依存症相談拠点の相談員や講師に民間団体の者を加えるなど連携をとってほしい。	依存症相談拠点における相談支援の際には、民間団体の活動や重要性等も伝えながら、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につなげることができるよう必要な支援を行います。また、研修等の実施に当たっては、民間団体等から講師を招くなど、相互連携の取組を進めていきます。(計画30ページ、36ページ)	
	32~	(2)医療提供体制の整備			
9			女性でも参加しやすい自助グループや、重複障害に対応した回復支援施設が少ないという現状がある。また、拠点病院や理解のある医療従事者の拡充に努めていただきたい。	女性でも参加しやすい自助グループや、重複障害に対応した回復支援施設等の環境整備について検討を行うことを計画に加えました。(計画31ページ) 依存症専門医療機関の選定を引き続き進めていきます。また、医療従事者向け研修を行うなど人材育成を進めていきます。(計画33ページ、36ページ)	
	34~	(3)民間団体による支援			
10			家族の大きな負担になっている、回復支援施設の入寮費の補助を行って欲しい。	本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、依存症に係るポータルサイトの構築などの取組を通じて、民間団体の取組や重要性等の情報を発信するなど、連携を進めていきます。(計画34ページ)	
11			依存症支援を得意とする民間団体の具体的な名前を計画書に載せることを望みます。また、これらの 団体に都がしっかりと助成金を組めるように計画に具体的に予算化を明記することが必要です。報道 の在り方も民間団体とともに協働できるように計画に盛り込んでください。	依存症に係るポータルサイトの構築などの取組を通じて、民間団体の活動や重要性等について情報発信を行うなど、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につながることができるよう必要な支援を行います。また、民間団体と連携し、民間団体のノウハウやネットワークを活用した取組を推進します。(計画34ページ)	

NO	該当ページ	章	ご意見要旨	都回答案
12			民間団体と連携して、都独自の取組を行ってほしい。また、民間団体に対して、活動支援や会場提供、助成金の確保をしてほしい。	都は、普及啓発や相談・回復支援等において、民間団体と連携し、取組を推進します。御意見を踏まえて、啓発週間に民間団体と連携して出張相談会を行うなど独自の取組も行ってまいります。(計画34ページ)
13			民間団体と連携した取組を強化してほしい。具体的には、 ・精神保健センターと民間団体の定期的な情報共有の場の設置 ・精神保健センターから民間団体への積極的な紹介・連携 ・共同研修や啓発活動の実施 ・行政による民間団体への支援強化 を要望します。	都は、本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、依存症に係るポータルサイトの構築などの取組を通じて、民間団体の取組や重要性等の情報を発信するほか、相談・回復支援、人材育成など幅広く民間団体との連携を図っていきます。(計画29ページ、対策の方向性)
		3 依存症対策の基盤整備		
	35~	(1)人材の育成		
14			 依存症関連分野の職員研修で民間団体の取組を学ぶ機会を取り入れるなどしてほしい。また、長く支援に取り組んでいる民間団体への講師依頼を行ってほしい。	研修等の実施に当たっては、民間団体等から講師を招くなど、その活動等の啓発を図るとともに、相互連携の取組を進めていきます。(計画36ページ)
	38~	4 関係事業者の取組		
15			パチンコ店への、立ち入りを負債のない人とするような仕組みを考えてほしい。	関係事業者においては、本人申告及び家族申告による入店制限等を 実施しています(計画40ページ)。都は、ギャンブル等依存症対策の 体制整備に向けて、関係事業者等との連携を一層強化していきます。
16			広告・宣伝について、関係事業者の自主的な指針ではなく、都が主体となってガイドラインの策定を行うこと、射幸心を煽らないもの、かつギャンブル依存症の予防・啓発・正しい相談先がきっちり伝わる 内容にすることを具体的に取り組んでほしい。	関係事業者により適切な広告・宣伝が行われるよう取組を進めていきます。また、多くの人がギャンブル等依存症の予防等に関する情報を得られるよう、関係事業者等と連携し普及啓発を進めていきます。
17			公営競技で年齢規制の徹底や入場制限、リスクの説明・注意喚起を行い、その予算を増やして欲しい。	公営競技については、20歳未満の投票権購入防止に向けた取組を 実施しています(計画39・40ページ)。都は、関係事業者と連携を強化 し、より一層取組を進めていきます。

NO	該当ページ	章	ご意見要旨	都回答案	
		5 多重債務問題等への取	多重債務問題等への取組		
	45~	(2)違法に行われるギャン	(2)違法に行われるギャンブル等の取締り		
18			違法なカジノサイトに対するアクセスを条例、法律で切断するようにしてほしい。あらゆる方法で規制 を考えるべきです。	オンラインカジノについて、関係法令等に基づき適正に対処して参り ます。	
19			オンラインカジノの取り締まりの推進とブロッキング措置の導入を強く要望します。	警察では、オンライン上で行われる賭博事犯の取締りを強化しており、引き続き、あらゆる法令を駆使した取締りを推進して参ります。 頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	
20			オンラインカジノに手を出してしまって、悩んでいる若者の相談窓口を、民間団体と連携して設置する ことが必要である。	若者やその家族等を対象とした相談窓口として、若ナビα(アルファ)を設置し、東京都内にある専門の窓口や支援機関等につないだり、情報提供を行っています(計画32ページ)。ギャンブルに関する悩みについても受け付けており、秘密厳守(緊急の場合を除く)・匿名可能・相談無料となっております。	
21			オンラインカジノが違法であることの周知を徹底すること、また、現在苦しんでいる当事者が安心して 相談できる窓口の設置や広報活動について、より一層の尽力をお願いします。	警察では、オンライン上で行われる賭博事犯を検挙した際の積極的な広報や、SNS等の各種広報媒体を活用した情報発信により、オンラインカジノを利用した賭博行為の違法性を周知しております。 頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	
		その他			
22			ギャンブル依存症の診断書提出で、児童手当等を配偶者口座に変えられるようにしてほしい。	児童手当は、児童手当法その他関係法令に基づき、住所地の区市町村長が認定を行っています。 受給資格者がギャンブル依存症で、相当程度の収入がありながらも、 家計や児童の養育についてかえりみることが少なく、児童の監護や 扶養責任についての熱意が疑われるような場合で、配偶者が家計の 主宰者として児童の養育を行っていると認められる実態があるときに は、配偶者を受給資格者として差し支えないとされています。 なお、この取扱いに当たっては、ギャンブル依存症に係る診断書等も 含めて総合的に判断する必要があるとされています。	